

大 気 ・ 水 質 関 係

届 出 の し お り

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類 編

令和 7 年 3 月

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課

目次

1	法の目的と概要	2
2	ダイオキシン類とは	2
3	環境基準等	2
	(1) 耐容一日摂取量	2
	(2) 環境基準	2
4	届出者の義務(概要)	2
	(1) 届出の義務	2
	(2) 排出基準順守の義務	2
	(3) 測定の義務	3
	(4) 報告の義務	3
	(5) 事故時の措置の義務	3
	(6) 行政命令等に従う義務	3
5	法の対象となる施設(法第2条第2項)	4
	(1) 大気基準適用施設 施行令別表第1	4
	(2) 水質基準対象施設 施行令別表第2	5
6	届出関係(法第12条、法第13条、法第14条、法第18条、法第19条)	6
	(1) 届出の事項・時期等	6
	(2) 事前相談	7
	(3) その他の書類(代表者以外の人が届出をする場合)	7
	(4) 届出書の控えについて	7
	(5) 個人情報について	7
	【届出書(鑑)の記載例】	8
	【届出書(鑑)の記載上の注意事項】	9
	【別紙1の記載例】	10
	【別紙2の記載例】	12
	【別紙3の記載例】	14
	【別紙4の記載例】	16
	【別紙5の記載例】	18
	【別紙6の記載例】	20
7	特定施設の排出基準	22
	(1) 大気排出基準	22
	(2) 水質基準対象施設	22
8	測定義務	23
	(1) 測定要領	23
	(2) 報告義務	24
	(3) 報告部数	24
	(4) 報告期限	24
9	事故時の対応	25
10	行政処分等	26
	(1) 計画変更命令法(法第15条)	26
	(2) 実施の制限(法第17条)	26
	(3) 改善命令等(法第22条)	26
	(4) 事故時の対応(法第23条)	26

1 ダイオキシン類対策特別措置法の目的と概要

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

2 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類とは次のものを言います。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン
- ② ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル

法では、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他ダイオキシン類を環境中に排出する施設のうち政令で定めるものを「特定施設」とし、特定施設について、「届出書の提出」、「排出基準の遵守」、「ダイオキシン類の測定」等を義務付けています。

3 環境基準等

（１）耐容一日摂取量

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない１日当たりの摂取量のことをいい、政令で人の体重１kg当たり４pg-TEQとされています。

（２）環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (工業専用地域、車道部分その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない)
水質	1 pg-TEQ/l 以下
底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

4 特定施設設置者の義務(概要)

特定施設の設置者はダイオキシン類特措法で以下の義務が定められています。

（１）届出の義務

特定施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする場合、ある施設が特定施設となった場合、届出者名が変更した場合、特定施設を廃止した場合、特定施設を譲り受けた場合、管轄都道府県知事に所定の事項を定められた期限までに届け出なければなりません。

（２）排出基準遵守の義務

排出者は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシンの量が、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはいけません。

(3) 測定の義務

特定施設の設置者は、毎年1回以上、大気基準適用施設では排出ガス、水質基準適用事業場では排出水のダイオキシン類の量について測定しなければなりません。

廃棄物焼却炉の測定を行う場合は、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のダイオキシン類の量について、測定を行わなければなりません。

(4) 報告の義務

大気、水質基準適用事業場の設置者は、上記(3)の測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければなりません。また、都道府県知事はこの規定により報告を受けたときは、測定の結果を公表することとなっています。

(5) 事故時の措置の義務

特定施設の設置者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気、公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。

また、事故の場合には、特定施設の設置者は、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければなりません。事故が発生した場合、特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、都道府県知事は設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

(6) 行政命令等に従う義務

都道府県知事は、ダイオキシン類特措法で以下の権限が規定されています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 都道府県知事は、特定施設の設置又は構造等の変更届出があった場合、排出ガス、排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。② 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、発生ガス等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。③ 都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。④ 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、大気基準適用施設では排出ガス、水質基準適用事業場では排出水のダイオキシン類の量について測定の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は報告を受けた測定の結果を公表するものとする。 |
|--|

- ⑤ 都道府県知事は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ⑥ 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
- ⑦ 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べることができる。

5 法の対象となる施設（法第2条第2項）

ダイオキシン類特措法の届出が必要な「特定施設」には、「大気基準適用施設」と「水質基準対象施設」があります。

また、ダイオキシン類特措法の特定施設を設置する場合、同法の届出とは別に、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等による許可又は届出等が必要となる場合があります。

（1）大気基準適用施設 施行令別表第1

号	施設種類	規模要件
1	焼結炉（銑鉄製造の用に供する焼結鉱を製造するもの）	原料の処理能力 1 t／時以上
2	製鋼用電気炉	変圧器の定格容量 1,000 kVA以上
3	亜鉛回収用（製鋼用電気炉から発生するばいじん、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る。）焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t／時以上
4	アルミニウム合金の製造用（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉 原料の処理能力0.5 t／時以上
		溶解炉 容量1 t以上
5	廃棄物焼却炉（焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、その合計）	火床面積0.5 m ² 以上 又は焼却能力50 kg／時以上

(2) 水質基準対象施設 施行令別表第2

号	施設種類	備 考
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバ이트法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 排出ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉(火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力一時間当たり50kg以上)から発生するガスを処理する施設のうち右に掲げるもの及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾンの保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水、廃液又は汚水、廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

6 届出関係 (法第12条、法第13条、法第14条、法第18条、法第19条)

「特定施設」を設置しようとする場合等には、以下のとおり各種の届出が義務付けられています。

届出書は提出者の控えを含めて2部作成し、事業場所在地を管轄する保健福祉事務所環境保全課に2部とも提出してください。それぞれの届出には提出期限がありますので、注意してください。

(1) 届出の事項・時期等

届出事項			届出の種類	提出期限
1	特定施設を設置しようとする場合 (法 第12条)	設置届出	● 届出様式 ○ 共通 様式第 1 ○ 大気基準適用施設 別紙 1 特定施設（大気基準適用施設）の構造 別紙 2 特定施設（大気基準適用施設）の使用方法 別紙 3 発生ガスの処理方法 ○ 水質基準対象施設 別紙 4 特定施設（水質基準適用施設）の構造 別紙 5 特定施設（水質基準適用施設）の使用方法 別紙 6 汚水又は廃液の処理の方法	設置しようとする 日から60日以上前 まで
2	法の改正によって 新たに特定施設と なった場合 (法第13条)	使用届出	● 添付資料 (※ ただし、変更届については、変更部分を示す図面又は 書類でよい。) ○ 共通 1. ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮 および及び運転管理に関する事項 2. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡 方法 ○ 大気基準適用施設 1. 工場、事業場への案内図 2. 工場、事業場の場内配置図 3. 特定施設の構造図 4. 特定施設の概念図 ○ 水質基準対象施設 1. 工場、事業場への案内図 2. 工場、事業場の場内配置図 3. 特定施設の系統図(用水及び排水、排水口の位置を明記) 4. 特定施設の構造図、汚水等の処理施設の構造図・ 設計図書等	特定施設となった 日から30日以内
3	届出とした特定施 設の構造、使用方 法、汚水等の処理の 方法、排水系統別を 含む排出水の汚染状 態及び量等を変更 しようとする場合 (法第14条)	構造等 変更届出	● 変更届のみ 変更内容を説明する書類	変更しようとする 日から60日以上前 まで
4	氏名等の届出内 容に変更があつた 場合 (法第18条)	氏名等 変更届出	様式第 3（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更し た場合）	変更した日から 30日以内
5	届出をした特定施 設（の使用）を廃止 した場合 (法第18条)	使用廃止届出	様式第 4（廃止したばい煙発生施設の種類の、廃止年月日等）	使用を廃止した日 から30日以内
6	特定施設を譲り 受け又は借り受 けた場合、相続又は合 併又は分割があつ た場合 (法第19条)	承継届出	様式第 5（承継した施設の種類の、承継年月日等）	承継があつた日か ら30日以内

○大気・水質両方の基準適用施設に係る届出を行う場合は、添付書類を共用することができます。

なお、届出書及び別紙はホームページでも入手できます。

(2) 事前相談

佐賀県では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう管轄する保健福祉事務所環境保全課で、届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令等を受けることがあります。これを防ぐためにも、管轄する保健福祉事務所環境保全課まで事前にご相談ください。

(3) その他の書類（代表者以外の方が届出をする場合）

代表者でない者が届出をする場合（届出者欄が本社の代表者ではなく、例えば工場長である場合等）、委任状が必要です。

※届出を窓口に提出する方は代表者かどうかを問いません。また、その方への委任状は不要です。

(4) 届出書の控えについて

届出が受理された後、届出者の控えとして保健福祉事務所の受付印を押印後1部お返ししますので、大切に保管してください。

(5) 個人情報について

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/ki-ji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。

ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

○提出先

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 直通0952-30-1907
鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 直通 0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 直通 0955-73-4185
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 直通 0955-23-5188
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 直通 0954-23-3506

【届出書（鑑）の記載例】

特定施設設置~~（使用、変更）~~届出書

〇〇年 〇月 〇日

佐 賀 県 知 事 様

届出者

住 所 **佐賀市城内1丁目1番59号**
霞ヶ関工業株式会社 佐賀工場

氏 名 **取締役工場長 千代田 一郎**
(法人にあつてはその代表者の氏名)

担 当 者 名 **業務課 佐賀 太郎**
電 話 番 号 **0952-24-2111**

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項~~（第13条第1項又は第2項、第14条第1項）~~の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

ふ り が な 工場又は事業場の名称	かすみかせきこうぎょう(かぶ)さがこうじょう 霞ヶ関工業(株)佐賀工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	000-0000 佐賀市城内1丁目1番59号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	第1の5号 廃棄物焼却炉 1基 第2の15号イ 廃ガス洗浄施設 1基	※施設番号	
△特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙1、水質基準対象施設にあつては別紙4のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあつては別紙2、水質基準対象施設にあつては別紙5のとおり。	※備 考	
△発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあつては別紙3、水質基準対象施設にあつては別紙6のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあつては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

【届出書（鑑）の記載上の注意事項】

1	表紙	(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 設置（使用、変更）届出書 2 変更届の場合 設置（使用、変更）届出書 3 使用届の場合 設置（使用、変更）届出書 (2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 法第12条第1項（第13条第1項第2項、第14条第1項） 2 変更届の場合 法第12条第1項（第13条第1項第2項、第14条第1項） 3 使用届の場合 法第12条第1項（第13条第1項第2項、第14条第1項）
2	届出者	法人の場合 その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。 個人営業の場合 事業者の住所及び氏名を記載すること。 非法人の団体の場合 町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所及び氏名を記載すること。 （注1）代表者でない者が届出を行う場合は、委任状（1通）を添付すること。 （注2）共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。 （注3）施設の設置、維持及び使用時の管理等から、特定施設の設置者の責を考慮して届出者を決めること。
3	当該届出についての担当者名及び緊急時連絡先（電話番号）	届出についての連絡先（担当する課名・担当者名等）を記載すること。また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。
4	工場又は事業場の名称	名称には ふりがな を付けて記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮の名称で届出を行うこと。 （正式名称が仮称と異なる場合は事後に氏名等変更届を提出する。）
5	工場又は事業場の所在地	郵便番号も記載すること。 届出時点で住所（住居表示）が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。
6	特定施設の種類	ダイオキシン法施行令別表第1又は第2に係る号番号、名称及び基数を記載すること。 <例> 第1の5号 廃棄物焼却炉 1基 第2の15号イ 廃ガス洗浄施設 1基

【別紙 1 の記載例】

別紙 1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における 施設番号		No.1	
特定施設号番号及び名称		第1の5号 廃棄物焼却炉	
型 式		〇〇社製〇〇型〇〇	
施設の設置場所		別図②のとおり	
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/h)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	炉の容量 (t)		
	焼却能力 (kg/h)	150kg/h	
	火床面積 (m ²)	2.8m² (1.4m×2m)	

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第 1 に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。。

【別紙 1 の記載上の注意事項】

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該特定施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）	
2	特定施設号番号及び名称	法施行令別表第 1 に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。	
3	型式	製造会社名、型式を記載すること。	
4	施設の設置場所	添付図面の図面番号を記載すること。	
5	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。 （既存の特定施設等の場合のみ記載すること。）	
6	工事着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 （既存の特定施設等で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。）	
7	工事完成予定年月日	上記工事が完了する予定年月日を記載すること。 （既存の特定施設等で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。）	
8	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。	
9	規 模	該当する事項について、記載すること。該当しない事項については、記載の必要はない。	
		原料の処理能力	最大能力を記載すること。
		変圧器の定格容量	KWからkVAへの変換については次の式による。 $kVA = \frac{KW}{\text{力率}} \quad (\text{力率} \leq 1)$ ただし、力率については正確な資料がない限り「力率＝1」として取り扱う。
		炉の容量	炉の容量を記載すること。
		焼却能力	最大焼却能力を記載すること。 メーカーの作成する仕様書に記載された数値等を記載すること。
		火床面積	炉の床面積を記載すること。また、縦の長さや横の長さについても記載していること。

【別紙 2 の記載例】

別紙 2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1		
使用状況	1 日当たりの使用時間及び月使用日数等	9時 ~ 17時 8時間/回 1回/日 22日/月		時 ~ 時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動	なし		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに 限る。)	種類	紙類	木くず	
	使用割合	50%	50%	
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合 (%)			
	1 日の使用量	600kg	600kg	
排出ガス量(m ³ /h)		湿き 3460 2306 最大 通常 湿り 3462 2175		最大 通常
排出ガス温度(℃)		150		
排出ガス中の酸素濃度 (%)		15		
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³)		最大 1	通常 1	最大 通常
その他参考となるべき事項				

備考

- 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

【別紙２の記載上の注意事項】

1	工場又は事業場における施設番号		別紙１の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。
2	使用状況	１日当たりの使用時間及び月使用日数等	当該届出施設等を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。
3		季節変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。 ＜例＞ １ ４月～１０月末日までは休止する。 ２ ６～９月までは６０％減少する。
4	原料及び燃料	種 類	当該届出施設等で使用する原料、原材料のうちダイオキシン類の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。
		使用割合	種類別にその割合を重量比で記載すること。
		原料又は燃料中の塩素分の成分割合	重量比で記載すること。
		１日の使用量	・当該特定施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。 ・(焼却能力)×(１日の使用時間)を超えない量であること
5	排出ガス量		・排出ガス量は、標準状態（温度０℃、圧力１気圧）に換算して記載すること。 ・燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。
6	排出ガス温度		煙突フード等出口（排出口）における排出ガスの温度を記載すること。
7	排出ガス中の酸素濃度		乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を記載すること。
8	排出ガス中のダイオキシン類の濃度		ダイオキシン類の乾き排出ガス中濃度を記載すること。
9	その他参考事項		記載についての補足等があれば記載すること。

【別紙 3 の記載例】

別紙 3

発生ガスの処理の方法

発生ガス処理施設（発生ガスの処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号	S-1	
処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号	No. 1	
発生ガス処理施設（発生ガスの処理等を行う施設）の種類、名称及び型式	〇〇社製〇〇〇	
発生ガスの処理の内容	冷却塔により、排出ガスを80℃から200℃に冷却する。	
処理の系統	別図④のとおり	
施設の設置場所	別図②のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完了予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
〔添付第 図のとおり〕

【別紙 3 の記載上の注意事項】

1	発生ガス処理施設（発生ガスの処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場におけるダイオキシン類を排出する発生ガスの処理に係る処理施設等の固有番号（記号）を記載すること。
2	処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該特定施設に固有の番号又は呼称（別紙 1 で記載）を記載すること。
3	発生ガス処理施設（発生ガスの処理等を行う施設）の種類、名称及び型式	当該処理施設等の名称及び型式を具体的に記載すること。 ＜例＞ ○○社製ベンチュリースクラバー A-2000型
4	発生ガスの処理の内容	発生ガス中のダイオキシン類低減に係る処理の方法を記載すること。
5	処理の系統	添付図面の図面番号を記載すること。
6	施設の設置場所	添付図面の図面番号を記載すること。
7	設置年月日	当該処理施設等の設置年月日を記載すること。 （既存の処理施設等の場合のみ記載すること。）
8	工事着手予定年月日	当該処理施設等の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載すること。 （既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。）
9	工事完成予定年月日	工事が完了する予定年月日を記載すること。 （既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。）
10	使用開始予定年月日	当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。 （既存の処理施設等を使用し、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。）

【別紙４の記載例】

別紙４

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	S-3	
特定施設号番号及び名称	第2の15号イ 廃ガス洗浄施設	
型 式	スクラバー 〇〇社製△△△	
構 造	鉄鋼製	
主要寸法	別 図 ④ の と お り	別 図 の と お り
能 力	廃ガス処理量 4000m³/h	
配 置	別 図 ② の と お り	別 図 の と お り
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

【別紙４の記載上の注意事項】

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該特定施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）
2	特定施設番号及び名称	法施行令別表第２に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。
3	型 式	特定施設の型等（製造会社名、型式）を記載すること。
4	構 造	特定施設の構成材料等を記載すること。
5	主要寸法	添付図面の図面番号を記載すること。
6	能 力	特定施設を１日フルに稼働させた場合の能力を記載すること。 （特定施設種類によって時間あたりの能力等も可）
7	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該特定施設の設置年月日を記載すること。
8	工事着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。
9	工事完成予定年月日	上記工事が完了する予定年月日を記載すること。
10	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。
11	その他参考となるべき事項	記載についての補足等があれば記載すること。

【別紙5の記載例】

別紙5

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	S-3			
特定施設番号及び名称	第2の12号イ廃ガス洗浄施設			
設置場所	別図②のとおり		別図のとおり	
操業の系統	別図③のとおり		別図のとおり	
使用時間間隔	9時～17時まで		時～時まで	
1日当たりの使用時間	連続（ 毎） 8時間 ／日		連続（ 時間毎） 時間／日	
使用の季節的変動	なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ 10kg/日			
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
	ダイオキシン類 5pg-TEQ/ℓ	ダイオキシン類 8pg-TEQ/ℓ		
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常	最大	通常	最大
	50	80		
その他参考となるべき事項				

【別紙５の記載上の注意事項】

1	工場又は事業場における施設番号	別紙４の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。
2	特定施設番号及び名称	法施行令別表第２（２～３ページ参照）に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。
3	設置場所	施設の設置場所を明示した添付図面の図面番号を記載すること。
4	操業の系統	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）の図面番号を記載すること。
5	使用時間間隔	１日のうち、特定施設を使用する時間帯を記載すること。
6	１日当たりの使用時間	１日当たりの特定施設の使用時間を記載すること。
7	使用の季節的変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。 ＜例＞ １ ４月～１０月末日までは休止する。 ２ ６～９月までは６０％減少する。
8	原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量	特定施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、１日の使用量を記載すること。
9	汚水又は廃液の汚染状態	特定施設から排出されるダイオキシン類の水質の通常値及び最大値について記載すること。
10	汚水等の量	特定施設から排出される汚水等の１日の通常値及び最大値について記載すること。
11	その他参考となるべき事項	記載についての補足等があれば記載すること。

【別紙 6 の記載例】

別紙 6

汚水等の処理の方法

汚水等の処理を行う施設の工場又は事業場における施設番号		A-1							
処理施設の設置場所		別 図 ② の と お り				別 図 の と お り			
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		〇〇年 〇月 〇日				年 月 日			
工事完成予定年月日		〇〇年 〇月 〇日				年 月 日			
使用開始予定年月日		〇〇年 〇月 〇日				年 月 日			
種類及び型式		工程廃水処理施設							
構 造		鉄筋コンクリート製							
主要寸法		別図④のとおり							
能 力		48m³/日							
処理の方式		活性汚泥、接触酸化							
処理の系統		別 図 ④ の と お り				別 図 の と お り			
集水及び導水の方法		別 図 ③ の と お り				別 図 の と お り			
使用時間間隔		0 時 ～ 0 時まで				時 ～ 時まで			
1 日当たりの使用時間		24時間連続							
使用の季節変動		特になし							
消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量		リン酸アンモニア 〇kg/日							
汚水等の汚染状態及び量		通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		5	1	8	2				
	量 (m ³ /日)	50	50	80	80				
残さの種類、1 月間の種類別生成量及び処理方法		汚泥△t/日 (産業廃棄物場外処分)							
排出水の排出方法		別添のとおり							
その他参考となるべき事項		外部への流出はなし。							

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

【別紙 6 の記載上の注意事項】

1	汚水等の処理を行う施設の工場又は事業場における施設番号	汚水等の処理を行う施設の固有番号（記号）を記載すること。 なお、複数の処理施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
2	設置年月日	当該処理施設の設置年月日を記載すること。 （既存の処理施設の場合のみ記載すること）
3	工事着手予定年月日	当該処理施設の関係工事を着手、工事の完了及び使用開始それぞれの予定年月日について記載すること。 （既存の処理施設で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。）
4	工事完成予定年月日	
5	使用開始予定年月日	
6	種類及び型式	処理施設の種類、型等を記載すること。
7	構 造	処理施設の構成材料等を記載すること。
8	主要寸法	添付図面の図面番号を記載すること。
9	能 力	原則として、1日に処理できる排水量又は時間あたりに処理できる排水量を記載すること。
10	処理の方式	処理の方式について、記載すること。
11	処理の系統	添付図面の図面番号を記載すること。
12	集水及び導水の方法	添付図面の図面番号を記載すること。
13	使用時間間隔	1日のうち、処理施設を使用する時間帯を記載すること。
14	1日当たりの使用時間	1日当たりの使用時間を、記載すること。
15	使用の季節変動	季節変動がある場合には、その状況を記載すること。
16	消耗資材の1日当たりの用途別使用量	汚水等の処理に要する薬品等の1日当たりの使用量を、用途別に記載すること。
17	汚水等の汚染状態及び量	処理装置の処理前と処理後のダイオキシン類の通常値及び最大値、並びに1日の汚水の通常値及び最大値を記載すること。あわせて、排出口における、ダイオキシン類の通常値及び最大値並びに排出水の通常値及び最大値を記載すること。
18	残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚水等の処理によって生じる残さの1ヶ月（1日）の種類別生成量及びその処理方法を記載すること。

7 特定施設の排出基準等

(1) 大気排出基準 (単位：ナノグラム - T E Q / m³N)

号	特定施設の種類 (大気基準適用施設)		排出基準		標準酸素濃度 0n
			新設施設	既存施設*1	
1	焼結炉		0.1	1	15
2	製鋼用電気炉		0.5	5	0s
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉および乾燥炉		1	10	
4	アルミニウム合金製造施設		1	5	
5	廃棄物焼却炉 (焼却能力が一時間当たり 50kg 以上)	一時間当たり 4 トン以上	0.1	1	12
		一時間当たり 2 トン以上 4 トン未満	1	5	
		一時間当たり 2 トン未満	5	10	

*1 「既存施設」とは、平成 12 年 1 月 15 日に現に設置されている大気基準施設 (設置工事がなされているものを含み、廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 200kg/時以上のものに限る。) 及び電気炉 (平成 9 年 12 月 2 日以降に設置の工事が着手されたもの) を除く。) をいう。

酸素換算式 (JIS K 0311 参照)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素の濃度 O_n における濃度 (0℃、101.32 kPa) (ng/m³)

O_n : 換算する酸素の濃度 (%)

O_s : 排ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は O_s=20 とする。) (%)

C_s : 排ガス中の実測濃度 (ng/m³)

(2) 水質基準対象施設

水質排出基準 [単位：ピコグラム - T E Q / L]

特定施設の種類 (水質基準適用施設)	排出基準
水質基準適用施設 (全施設)	10

(3) もえがら、ばいじん (廃棄物焼却炉に係るばいじん、燃え殻の処分方法)

廃棄物焼却炉から発生するばいじん、燃え殻等は次の基準以内になるように処分しなければなりません。

(単位：ナノグラム - T E Q / g)

特定施設の種類	基準
廃棄物焼却炉	3

8 測定義務

(1) 測定要領

特定施設を設置している者は、排出ガス及び排出水等について、測定義務が課されています。(法第 28 条)

① 測定回数

排出ガス、ばいじん、排出水等に含まれるダイオキシン類の濃度の測定を毎年 1 回以上実施する必要があります。また、自主測定は施設の稼働日数が少ない場合でも測定しなくてはなりません。

特定施設		排出ガス	排出水	燃え殻 (焼却灰)	ばい じん
廃棄物焼却炉以外	大気基準適用施設	○			
	水質基準適用施設		○		
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉 (廃ガス洗浄施設等の水質 基準対象施設からの排水が ある場合)	○	○	○	○
	廃棄物焼却炉 (水質基準対象施設から の排水がない場合)	○		○	○

② 測定方法

[排出ガス]

- 日本産業規格 K0311 によるほか、次によること。

イ 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において（廃棄物焼却炉にあつては、燃焼状態が安定した時点から 1 時間以上経過した後）、原則 4 時間以上採取すること。

ロ 採取したガスは、温度が零度であつて、圧力が 1 気圧の状態のものに換算すること。

ハ 焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）および廃棄物焼却炉については JISK0311 の 7・4・3 の備考により酸素濃度の補正を行った後の値とする。（焼結炉は $O_n=15\%$ 、廃棄物焼却炉は $O_n=12\%$ とする。）

【補正の方法】

ダイオキシン類の濃度は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : O_n における濃度 (0°C、101.32kPa) (ng /Nm³)

C_s : 排ガス中の実測濃度 (0°C、101.32kPa) (ng/Nm³)

O_n : 酸素換算する酸素の濃度 (%)

O_s : 排ガス中の酸素濃度 (%) (ガス中の酸素の濃度が 20%を超える場合は O_s=20%とする。)

- ・ 廃棄物焼却炉で焼却能力が 2000 kg/h 未満の場合、ダイオキシン法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法で測定ができる。

[排水水]

- ・ 日本産業規格 K0312 によること。

[廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻]

- ・ 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ダイオキシン法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法）又は、ダイオキシン法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

(2) 報告義務

測定結果は、法施行規則様式第 6（別紙含む）で知事に報告しなければなりません。なお、報告の際は計量証明事業者による計量証明書の写しの添付をお願いしています。

① 報告部数

2 部提出してください。

なお、排出ガス・排水水の測定結果を両方とも記載している場合には、3 部提出してください。

② 報告先

設置届出を提出した保健福祉事務所に報告してください。

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、 小城市、神埼市、 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 直通0952-30-1907
鳥栖市、基山町、 上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 直通 0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 直通 0955-73-4185
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 直通 0955-23-5188
武雄市、鹿島市、 嬉野市、大町町、 江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 直通 0954-23-3506

③ 報告期限

報告書を受け取ってから、30 日以内に報告をお願いします。

ただし、測定結果が定められた排出基準を超過している場合には、直ちに報告してください。

9 事故時の対応

特定施設に事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合、直ちに、応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。また、直ちに、事故の状況を知事に通報しなければなりません。事故は人為的な事故に限らず、天災等の不可抗力による事故を含みます。佐賀県に設置されている特定施設については、各担当保健福祉事務所に連絡してください。

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、小城市、 神埼市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 直通0952-30-1907
鳥栖市、基山町、上峰町、 みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 直通 0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 直通 0955-73-4185
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 直通 0955-23-5188
武雄市、鹿島市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 直通 0954-23-3506

その時、以下の内容について、確認を行う可能性があります。

※「事故時」：事故発生の通報を受けてから、被害拡大防止のための応急措置を実施し、新たな汚染の発生を防止するまでの段階

■ 聞き取りを実施する主な内容

- (1) 通報者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 事故発生者名
- (3) 事故発生時刻
- (4) 事故発生場所
- (5) 事故原因
- (6) 原因物質
- (7) 排出・流出量
- (8) 応急措置の内容
- (9) 汚染拡大の予測（可能な範囲で）
- (10) 被害状況（可能な範囲で）
- (11) その他図面等必要な情報
- (12) 調査・記録者氏名

また、事故の状況により、被害の拡大防止に係る必要な応急措置、又は再発防止のための必要な措置についても、指示を行いたうことがあります。事業者は、この指示に従うようにするとともに、講じた措置の概要等又はその結果について報告するようにお願いします。

■ 措置の実施支援(例)

- (1) 物質の漏洩の停止
- (2) 漏洩した工場等の密閉化
- (3) 発生源施設の稼働停止
- (4) 地域住民の避難
- (5) 防毒マスクの装着
- (6) 汚染表土の除去
- (7) その他の応急措置

10 行政処分等

佐賀県では法に従って場合、以下の対応を行います。

(1) 計画変更命令法（法第 15 条）

特定施設の設置又は構造等の変更届出があった場合、排出ガス、排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内において、計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 実施の制限（法第 17 条）

ア 特定施設の設置又は構造等の変更届出をした場合、その届出が 受理された日から 60 日を経過したあとでない設置、構造等の変更をしてはなりません。

イ 特定施設の設置、構造等の変更届出の内容が相当であると認めるときは期間の短縮ができます。

(3) 改善命令等（法第 22 条）

排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、発生ガス等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができます。

(4) 事故時の対応（法第 23 条）

事故の場合には、特定施設の設置者は、直ちに状況を通報しなければなりません。事故が発生した場合、特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。また、法に違反した場合の罰則は、以下のとおりです。

適 用	罰 則
計画変更命令・改善命令違反	1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金
排出基準違反	6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金（過失によるものは 3 ヶ月以下の禁固又は 3 0 万円以下の罰金）
事故時の措置命令違反	6 ヶ月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金
設置届・変更届の未届又は虚偽の届出	3 月以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金
使用届の未届又は虚偽の届出	2 0 万円以下の罰金
工事实施の制限違反	2 0 万円以下の罰金
虚偽の報告・立入検査の拒否・忌避	2 0 万円以下の罰金
大気基準適用施設が水質基準対象施設に水質基準対象施設が大気基準適用施設になった場合の未届又は虚偽の届出	1 0 万円以下の過料
氏名等変更届、使用廃止届、承継届の未届・虚偽報告	1 0 万円以下の過料